セカンドライフにおける資金設計の難しさ

多くの人にとって、セカンドライフの収入源は公的年金が中心となるでしょう。
しかし、年金収入だけでは経済的にゆとりのあるセカンドライフを送るのは難しい場合があります。

そのため、これまでの貯蓄や退職金などの手持ち資金を上手に運用することが求められますが、有利に金融資産を運用しながら毎月の必要資金との差額を補填したり、イベント支出などに対応するというのは、実際には難しいようです。

そこで、経済的にもゆとりあるセカンドライフを実現させるための大切な考え方として、「老後資金三分法」という方法をご紹介します。

セカンドライフのおもな希望

①「使う」……ゆとりある安心した生活を送りたい
（特に、70代半ばまでは、夫婦で旅行などを楽しみたい）
②「備える」…将来が不透明なので、お金は減らさずに確保しておきたい
③「のこす」…できれば子どもたちにも、ある程度はのこしてあげたい

――多くの方が、この3つの希望をお持ちのようです。

希望を叶えるに当たっての問題点

●公的年金だけでは、ゆとりのある生活は難しい
●金融資産の上手な運用と取り崩しが必要となるが……
一般的に、「金融資産の有利な運用」は難しい場合が多い
運用には手間と時間もかかり、相当な知識も必要になる
本当はもっとお金が使えるのに、将来に対する不安から、ゆとりある生活が送れない
手持ち資金が減らなかったとしても、将来への不安が解消されるわけではない
最終的には財産だけはのこせるが、「ゆとりある生活」も「安心」も得られなかった……

――このようなことにならないためには？

解決策

●ライフプランをベースとした資金設計プラン（**老後資金三分法**）を実施する！

老後資金三分法とは?

資金運用を行う際には、預貯金や投資信託、資産形成効果のある保険商品など、「どの商品をそれぞれいくらぐらい利用してポートフォリオ(資産構成)を組むか」という観点で考えるのが一般的なようです。

しかし、お金というのはライフプランを実現させるための道具でしかないのですから、金融商品から考えるのではなく、セカンドライフにおける「夢」や「希望」、「目的」など、ご自身のライフプランをイメージすることが何よりも大切です。それぞれの希望(=お金の使い道)に応じて手持ち資金を分けておけば、お金の役割分担も明確になりますので、希望を叶えるために適した金融商品なども選びやすくなるでしょう。

この考え方は、ファイナンシャルプランナーの浅井秀一さんが提唱しているもので、大きく分けると前述のような3つの希望があるという方が多いため、「老後資金三分法」などの名称で呼ばれています。「ライフプランをベースにセカンドライフの資金設計を考える」という点が重要なポイントになります。

「使う」「備える」「のこす」で考える

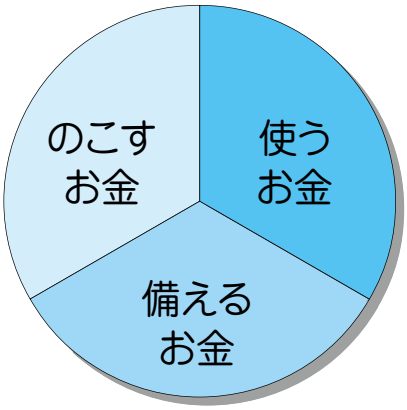

① ゆとりある生活のための資金	➡	使うお金
② 将来のイベント支出や安心のために確保しておく資金	➡	備えるお金
③ 配偶者や子どもたちの将来のための資金	➡	のこすお金

➡ **このうちの「使うお金」「備えるお金」について、次ページ以降で考えてみましょう!**

「使うお金」について考えてみましょう

まずは今後を楽しむためのお金をチェックしましょう。
（P.14〜15も参考にしてみてください）

に使う
約　　万円

に使う
約　　万円

に使う
約　　万円

に使う
約　　万円

A	「使うお金」の合計	万円

これからの長いセカンドライフ。生活費も気になります

a 支出

年間生活費	約　　万円

×

セカンドライフ	約　　年

＝

総生活費	約　　万円

b 収入

年間の収入（公的年金など）	約　　万円

＋

その他収入	約　　万円

×

セカンドライフ	約　　年

＝

総収入	約　　万円

●年間実支出平均…
○高齢夫婦無職世帯〈夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯〉：約321万円（消費支出237,691円／月、非消費支出29,855円／月）
○高齢単身無職世帯〈60歳以上の単身無職世帯〉：約188万円（消費支出143,959円／月、非消費支出12,445円／月）
総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）－平成28年（2016年）家計の概要」より算出
※上記年間実支出平均には「教養・娯楽」の支出も含みます。

●平均余命（男性）：
50歳……約32年
60歳……約24年
65歳……約19年
70歳……約16年

●平均余命（女性）：
50歳……約38年
60歳……約29年
65歳……約24年
70歳……約20年
厚生労働省「平成27年簡易生命表の概況」

●年金見込額：P.24参照

B	生活に必要な金額 a － b	万円

➡ P.29に A B の合計を記入してください。